

報酬等に関する開示事項

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外役員は除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

ア.「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当はありません。

イ.「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在籍年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

ウ.「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2)対象役職員の報酬等の決定について

[対象役員の報酬等の決定について]

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

(3)報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数(2025年4月～2026年3月)
取締役会	12回
指名・報酬委員会	9回

(注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1)報酬等に関する方針について

(「対象役員」の報酬等に関する方針)

当行の役員報酬制度は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、指名・報酬委員会の答申をふまえ、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正水準とすることを基本方針としております。具体的には、役員の報酬等の構成を

- ・確定金額報酬
 - ・業績連動型報酬
 - ・譲渡制限付株式に関する報酬
- としております。

①内容

・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、以下の3つで構成しております。

(a)確定金額報酬

役位を基準として役割や責任に応じて支給する。

報酬限度:年額2億2,500万円

(b)業績連動型報酬

業績向上へのインセンティブを高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益を基準として支給する。

報酬限度:当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内で、上限は年額7,500万円

(c)譲渡制限付株式に関する報酬

中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため支給する。

報酬限度:年額1億円

・社外取締役の報酬は経営への監督機能を踏まえ、確定金額報酬としております。

報酬限度:年額3,500万円

・監査役の報酬は中立性および独立性の確保の観点から確定金額報酬としております。

報酬限度:年額8,400万円

②決定方法

(a)確定金額報酬

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(b)業績連動型報酬

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

(c)譲渡制限付株式に関する報酬

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額(上限)が決議され、決定される仕組みになっております。

なお、当行の取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型報酬は、株主総会で決議された当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益を基準とする報酬限度額で決定されております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

(1) REM1:当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位 人、百万円)

項番		イ 対象役員	ロ 対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	8
2		固定報酬の総額(3+5+7)	241
3		うち、現金報酬額	216
4		3のうち、繰延額	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	24
6		5のうち、繰延額	24
7		うち、その他報酬額	—
8		7のうち、繰延額	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	6
10		変動報酬の総額(11+13+15)	54
11		うち、現金報酬額	54
12		11のうち、繰延額	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
14		13のうち、繰延額	—
15		うち、その他報酬額	—
16		15のうち、繰延額	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—
18		退職慰労金の総額	—
19		うち、繰延額	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—
21		その他の報酬の総額	—
22		うち、繰延額	—
23	報酬等の総額(2+10+18+21)		295

(2) REM2:特別報酬等

該当ありません。

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) REM3:繰延報酬等

(単位 百万円)

	イ 繰延報酬等の残高	ロ イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	ハ 割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	ニ 割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	ホ 当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員					
現金報酬額	—	—	—	—	—
株式報酬額又は株式連動型報酬額	139	—	—	—	24
その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等					
現金報酬額	—	—	—	—	—
株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額	139	—	—	—	24

(注) 繰延報酬等の残高は譲渡制限付株式報酬139百万円であります。